国民年金法等の一部を改正する法律

(平成十六年法律第百四号)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)

三 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)

• 26

: 21

. 1

(傍線部分は改正部分
JJ
・波線部分は修正部分)

る月数 険料四 月数を限度とする。 ら保険料納付済期間 までの期間 分 \mathcal{O} 及び特定月以後 免除期間 の月数を控除 の八分の七に相当す \mathcal{O} 月数 の期間に係る保 回 百八十か して得た

兀 険料四: 兀 た月数を控除して得た月数を限度とする。 る保険料四分の一免除期間 三月までの期間及び特定月以後の期間に係 並びに平成二十一年四月から平成二十四年 定する保険料四分の一免除期間の月数を控 までの期間 除 平成二十一年四 月から平成二十四年三月までの期間 特定月の前月以前 して得た月数の八分の三に相当する月数 (四百八十から保険料)に係る保険料四分の 分の一免除期間 及び特定月以後の期間に係る保 月 の期間 から平成二十四. の月数から前号に規 納付済期間 の月数を合算 一免除期間 (平成二十 [年三月 の月数 の月 を除 年

Б. 期間 兀 月から平成二十四年三月までの期間 相当する月数 から前号に規定する保険料四分の 特定月の前)に係る保険料四分の の月数を控除 月以前 して得た月数の二分の の期間 一免除期間の月 (平成二十 免除 を除 年

の六分の五に相当する月数

六 平成二十一年四月から平成二十四年三月

る月数 険料四: 月数を限度とする。 ら保険料納付済期間の月数を控除して得た までの期間 分 \mathcal{O} 及び特 免除期 定月以 訚 の八分の七に相当す \mathcal{O} 月数 後 の期間に係る保 (四百八十か

三 兀 <_)の六分の五に相当する月数 兀 険料四分 までの期間 た月数を控除して得た月数を限度とする。 る保険料四分の一免除期間の月数を合算し 三月までの期間及び特定月以後の期間に係 数 並びに平成二十一年四月から平成 除 定する保険料四分の一免除期間の月数を控 平成二十一年四 |月から平成二十四年三月までの期間 特定月の前月以前 して得た月数の八分の三に相当する月数 (四百八十から保険料納付済期)に係る保険料四分の 分の一 及び特定月以後の期間に係る保 免除期間 月 の期間 から平成二十四 の月数から前号に規 一免除期間 (平成二十 間 二十四 写年三月 \mathcal{O} 月数 を除 \mathcal{O} 年 月 年

Ή. 期間 兀 数から前号に規定する保険料四分の 月から平成二十四年三月までの期間 特定月の前 相 当 の月数を控除 に係る保険料四 する月数 月以前 して得た月数の二分の の期間 分の 一免除期間 (平成二十 の 免除 を除 月 年

六 平成二十一年四月から平成二十四年三月

に相当す 月数を限度とする。)の八分の七に相当すして得た ら保険料納付済期間の月数を控除して得た口八十か 険料四分の一免除期間の月数(四百八十かに係る保 までの期間及び特定月以後の期間に係る保

る月数

兀 三 平成二十一年四 く。 た月数を控除して得た月数を限度とする。 る保険料四分の一免除期間の月数を合算 三月までの期間及び特定月以後の 並びに平成二十一年四月から平成 数 兀 除して得た月数の八分の三に相当する月数 定する保険料四分の一免除期間の月数を控 険料四分の一免除期間 までの期間及び特定月以後の期間に係る保 の六分の五に相当する月数]月から平成二十三年三月までの期間 特定月の前月以前の期間 (四百八十から保険料納付済期)に係る保険料四分の一免除 |月から平成二十三年三月 の月数から前号に規 (平成二十 期間 期間に係 簡 <u>一</u> 十 \mathcal{O} 月 を除 \mathcal{O} 数 年 月

Т. 兀 期間の月数を控除して得た月数の二分の 数から前号に規定する保険料四]月から平成二十三年三月までの期間を除 相当する月数 特定月の前月以前 に係る保険料四 の期間 一分の一 (平成二十 免除期間 分の 免除 の 月 年

平成二十一年四月から平成二十三年三月

六

険料半年 得た月数を限度とする。)の四分の三に相 免除期間 険料納付済期間 当する月数 までの期間 額 免除期 の月数を合算した月数を控除 及び特定月以後の期間に係 間 の月数及び保険料四分の \mathcal{O} 月数 回 百八十から保 して る保

七 た月数の四分の一に相当する月数 る保険料半額免除期間の月数を控除して得 険料半額免除期間 までの期間 平成二十一年四 及び特定月以後の期間に係る保 の月数から前号に規定す 月から平成二十四 年三月

八 四百八十から保険料納付済期間 兀 当する月数 得た月数を限度とする。 間及び特定月以後の期間に係る保険料半額 険料四分の 免除期間の月数を合算した月数を控除 月から平成二十四. 一年四月から平成二十四 特定月の前月以前 に係る保険料半額 免除期間 年三月までの期間を除 の期間 の月数並びに平)の三分の二に 免除期間 年三月までの期 (平成二十 この月数、 この月数 成 して 年 保 相

九 数を控除して得た月数の三分の一に相当す 四月から平 前号に規定する保険料半額免除期 特定月の前 に係る保険料半額免除期間 -成二十 月以前 兀 |年三月^{*} の期間 /までの (平成二十一 期間、 \mathcal{O} 間 月 を除 数 \mathcal{O} 年 月 カ

> 険料半 までの 得た月数を限度とする。)の四分の三に相 険料納付: 免除期間の月数を合算した月数を控除 当する月数 期間 額 ·済期間 免除期 及び特 間 の月数及び保険料四 の月数 定月以 後 回 の期間に係 百八十か 分の から保 る保 して

七 までの期間 た月数の四分の一に相当する月数 る保険料半額免除期間の月数を控除して得 険料半額免除期間 平成二十 一年四月から平成二十四 及び特定月以後の期間に係る保 の月数から前号に規定す [年三月

七

月

八 険料四: 兀 得た月数を限度とする。 四百八十から保険料納付済期間の 当する月数 免除期間の月数を合算した月数を控除 間及び特定月以後の期間に係る保険料半額 + 月から平成二十四年三月までの期間を除 特定月の前月以前の期間 一年四月から平成二十四年三月までの 分の に係る保険料半額 免除期間 \mathcal{O} 月数並びに平 免除期間の月数 の三分の二に相 (平成二十一 月数 成 して 期 年 保

四月から平 数を控除して得た月数の三分の一に相当す く。 5 前号に規定する保険料半額免除 特定月の前 に係る保険料半額免除期間 成二十四 月以前 年三 \mathcal{O} 期間 一月までの (平成二十一 期 期間を除 \mathcal{O} 艒 月数 \mathcal{O} 年 月 カン

九

険料半. 得た月数を限度とする。)の四分の三に相 当する月数 免除期間 険料納付済期間の月数及び保険料四分の一 までの期間 額免除期間 0 月数を合算した月数を控除 及び特定月以 \mathcal{O} 月数 後の期間に係る保 回 百八 十から保 して

八 険料四 得た月数を限度とする。 間及び特定月以後の期間に係る保険料半額 四百八十から保険料納付済期間の 四月から平成二十三年三月までの期間を除 た月数の四分の一に相当する月数 険料半額免除期間の月数から前号に規定す までの期間及び特定月以後の期間に係る保 免除期間の月数を合算した月数を控除 る保険料半額免除期間の月数を控除して得 十 平成二十一年四月から平成二十三年三 特定月の前月以前の期間 一年四月から平成二十三年三月までの)に係る保険料半額免除期間の月数 |分の一免除期間 の月数 の三分の二に相 (平成二十一 並びに平 月数 成 して 期 年 保

九 四月か 数を控除して得た月数の三分の一に相当す 6 前号に規定する保険料半額免除 特定月の)に係る保険料半額免除期間 5 平 前月以 成二十三 前 年三 \mathcal{O} 期間 一月までの (平成二十一 期 期間を除 \mathcal{O} 間 月 数 年 月 か

当する月数

十 を限度とする。 の月数を合算した月数を控除 ら保険料納付済期間 険料四分の三免除期間 までの期間 一免除期間の月数及び保険料半額免除期間 平成二十一 及び特定月以後の期間に係る保 年四)の八分の五に相当する月 月 この月数、 か この月数 ら平 成二十四 保険料四 して得た月数 (四百八十か 年三 分 月 \mathcal{O}

控除して得た月数の八分の一に相当する月 規定する保険料四分の三免除期間の月数を 月までの期間及び特定月以後の期間に係る 保険料四分の三免除期間の月数から前号に 平成二十一年四月から平成二十四 年三

+

平成二十一年四月から平成二十四

年三

年三

十二 特定月の前 月数 する月数 除 四月から平成 料半額免除期間 除く。)に係る保険料四分の三免除期間 た月数を限度とする。 特定月以 -四月から平成二十四年三月までの期間 期間 保険料四 (四百八十から保険料納付済期間の月 の月数を合算した月数を控除して得 後の期間に係る保険料四分の三免 一分の一 一十四年三月までの期間及び 月以前 の月数並びに平成二十 免除期間 の期間 の二分の この月数、 (平成二十 一に相当 保険 午年 \mathcal{O}

る月数

十

を限度とする。 の月数を合算した月数を控除して得た月数 険料四分の三免除期間の月数 ら保険料納付済期間 までの期間 一免除期間の月数及び保険料半額免除期間 平成二十 及び特定月以後の期間に係る保 年四)の八分の五に相当する月 月 この月数、 か ら平成二 保険料四 (四百八十か 十四 年三 分の 月

控除して得た月数の八分の一に相当する月 規定する保険料四分の三免除期間の月数を

十二 特定月の前月以前 除期間 数、 月数 除く。 する月数 四月から平成二十四年三月までの期間及び 料半額免除期間 年 特定月以後の期間に係る保険料四分の三免 た月数を限度とする。 -四月から平成二十四年三月までの 保険料四分の一 (四百八十から保険料納付済期間)に係る保険料四分の三免除期間 の月数を合算した月数を控除して得 の月数並びに平成二十 免除期間の月数、 の期間 の二分の一に相当 (平成二十 期間 間の月 保険 一年 な \mathcal{O}

る月数

十

を限度とする。 の月数を合算した月数を控除して得た月数 ら保険料納付済期間の月数、 険料四分の三免除期間 までの期間及び特定月以後の期間に係る保 一免除期間の月数及び保険料半額免除期間 平成二十二 年四)の八分の五に相当する月 月 か この月数 5 平成一 保険料四 (四百八十か 分の 月

十一 平成二十一年四月から平成二十三

保険料四分の三免除期間の月数から前号に 月までの期間及び特定月以後の期間に係る

十二 特定月の前月以前の 月数 控除して得た月数の八分の一に相当する月 四月から平成二十三年三月までの期間及び 料半額免除期間の月数並びに平成二十 除く。)に係る保険料四分の三免除期間 年四月から平成二十三年三月までの 規定する保険料四分の三免除期間の月数 保険料四分の三免除期間の月数から前号に 月までの期間及び特定月以後の期間に係る する月数 た月数を限度とする。 除期間の月数を合算した月数を控除して得 特定月以後の期間に係る保険料四分の三免 保険料四分の一 (四百八十から保険料納付済期間 免除期間の月数、 期間 の二分の一に相当 (平成二十 期間 保険 午年 \mathcal{O} 月 \mathcal{O}

十三 除期間 月数から前号に規定する保険料四 除く。)に係る保険料四 一に相当する月数 四月から平 特定月の の月数を控除して得た月数の六分 前 成 月以 <u>一</u> 十 兀 前 の期間 年三月までの期間 分の三免除期間 (平成二十 分の三兔 \mathcal{O} を

十四四

亚

成二十一年四月から平成二十四

年三

十四四

平成二十

一年四月から平成二十四

年三

十五. 二十四年三月までの期間及び特定月以後の は第 除く。)に係る保険料全額免除期間 とする。)の二分の一に相当する月数 を合算した月数を控除して得た月数を限 \mathcal{O} から保険料 ないものとされた保険料に係るものを除 の三第一 保 月までの期間 保険料四 \mathcal{O} (四百八十から保険料納付済期間)月数及び保険料四分の三免除期間の -四月から平成二十四年三月までの期間 免除期間 険料全額免除期間 \mathcal{O} 一免除期間 次号において同じ。 特定月の前 月 二項の規定により納付することを要 数 一分の一 項又は附則第十九条第 並び この月数、 納 に平 の月数、 付済期間 及び特定月以後の期間に係 月以前の 免除期間 成 保険 二 十 (国民年金法第九十条 この月数、 の期間 保険料半額免除期間 十一年四月から平成
映料四分の三免除期 の月数 この月数、 (平成二十 保険料四 一項若しく (四百八十 保 \mathcal{O} 月数 の月数 | 険料半 月数 度 を 分 る

> 十三 除く。 除期間の月数を控除して得た月数の六分の 年 月数から前号に規定する保険料四 一に相当する月数 九 月か 特定月の)に係る保険料四分の三免除 5 平 前 成二十四 月以 前 年三 \mathcal{O} 期間 |月までの (平成二十 一分の 期 期 三角 艒 間 \mathcal{O} を

十· 五. から保険料納 の三第 二十四年三月までの期間及び特定月以後の 保険料四分の一 除く。)に係る保険料全額免除期間 年 とする。)の二分の一に相当する月数 を合算した月数を控除して得た月数を限 ないものとされた保険料に係るものを除 月までの期間 間 額 \mathcal{O} の一免除期間 は第二項の規定により納付することを要し 保険料全額免除期間 (四百八十から保険料納付済期間 -四月から平成二十四年三 月数及び保険料四分の三免除期間の 免除 次号において同じ。 \mathcal{O} 特定月の前 月 期間 数 一項又は附則第十九条第 並び \mathcal{O} 月数 に平成 の月数、 及び特定月以後の期間に係 付 月以前(済期間 免除期間 保険 <u>一</u> (国民年金法第九十条 この月数、 保険料半額免除期間 \mathcal{O} の月数 料四 期間 の月数、 年四 月までの 分の (平成二十 保険料四 月 一項若しく (四百八十 アから平成の三免除期 保 \mathcal{O} 期間 月数 | 険料半 \mathcal{O} 月数 月数 度 な 分 る

> 十三 除期間の月数を控除して得た月数の六分の 月数から前号に規定する保険料四 除く。)に係る保険料四分の三免除期間 年 一に相当する月数 应 月か 特定月の 5 平 前 成二十三 月以 前 一年三月までの \mathcal{O} 期間 伞 成二十 分の三免 期間 \mathcal{O} を

十五. 十四四 間の 二十三年三月までの期間及び特定月以後の 除く。)に係る保険料全額免除期間 年四月から平 とする。)の二分の一に相当する月数 を合算した月数を控除して得た月数を限 から保険料納付済期間の月数、 ないものとされた保険料に係るものを除 保険料全額免除期間 月までの期間 額免除期間の 保険料四 \mathcal{O} の一免除期間の月数、 は第二項の規定により納付することを要し の三第一項又は附則第十九条第 (四百八十から保険料納付済期間 月数及び保険料四分の三免除期間 次号において同じ。 特定月の前月以前 月数 平成二十一年四月から平成二十三 日分の一 が並びに平成される)月数、 -成二十三年三月までの 及び特定月以後の期間に係る 免除期間の 保険 -+ (国民年金法第九十条 保険料半額免除 \mathcal{O} の月数 料四 期間 年四 月数、 一分の三免除期 (平成二十 保険料四 月 一項若しく (四百八 か 保険料半 \mathcal{O} 期間 月数、 の 0 月数 月数 年三 平成 期 間 +度 を 分 る

る。)の三分の一に相当する月数算した月数を控除して得た月数を限度とす期間に係る保険料全額免除期間の月数を合

2 (略

第十四条 (略)

2

二十七条ただし書 は、 する費用の額に、 の額が計算されるものに限る。 係る国民年金法による老齢基礎年金 該年度における保険料免除期間を有する者に み替えて適用する場合を含む。)に掲げる額 条の規定による改正後の国民年金法第八十五 合算額とする。 に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の て適用する場合を含む。 条第一項第二号 平成二十一年度以後の各年度における第四 当分の間、 同号の規定にかかわらず、 (前条第七項の規定により読 第一号に掲げる数を第二号 (附則第十条第一項におい)の規定によってそ)の給付に要 (同法第 当 2

次に掲げる数を合算した数

る。)の三分の一に相当する月数算した月数を控除して得た月数を限度とす期間に係る保険料全額免除期間の月数を合

2 (略)

第十四条 (略)

二十七条ただし書 は、 する費用の額に、 該年度における保険料免除期間を有する者に の額が計算されるものに限る。 て適用する場合を含む。)の規定によってそ 係る国民年金法による老齢基礎年金 み替えて適用する場合を含む。)に掲げる額 条の規定による改正後の国民年金法第八十五 合算額とする。 に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の 条第一項第二号 平成二十一年度以後の各年度における第四 当分の間、 同号の規定にかかわらず、 (前条第七項の規定により読 第一号に掲げる数を第二号 (附則第十条第一項におい)の給付に要 (同法第 当

一次に掲げる数を合算した数

る。)の三分の一に相当する月数算した月数を控除して得た月数を限度とす期間に係る保険料全額免除期間の月数を合

2 (略

第十四条 (略)

2

二十七条ただし書 係る国民年金法による老齢基礎年金 該年度における保険料免除期間を有する者に は、 み替えて適用する場合を含む。)に掲げる額 に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の する費用の額に、 の額が計算されるものに限る。) の給付に要 て適用する場合を含む。)の規定によってそ 条第一項第二号 条の規定による改正後の国民年金法第八十五 合算額とする。 平成二十一年度以後の各年度における第四 当分の間、 同号の規定にかかわらず、 (前条第七項の規定により読 第一号に掲げる数を第二号 (附則第十条第一項におい (同法第 当

次に掲げる数を合算した数

。)に八分の一を乗じて得た数の月数を控除して得た月数を限度とする数(四百八十から当該保険料納付済期間期間に係る保険料四分の一免除期間の月年三月までの期間及び当該特定月以後の当該平成二十一年四月から平成二十三

口 四分の一免除期間の月数を合算した月数 年四月から平成二十四年三月までの期間 期間を除く。 を控除して得た月数を限度とする。) 及び当該特定月以後の期間に係る保険料 納付済期間の月数並びに当該平成二十 除期間の月数 十二分の一を乗じて得た数 当該 年四月から平 以特定月の前 (四百八十から当該保険料 に係る保険料四分の一免 月以 成 <u>-</u> 前 兀 \mathcal{O} 期間 年三月まで 伞 成 に \mathcal{O}

口

当

該

特

定月の

前

月以前

 \mathcal{O}

期間

伞

成

ハ 当該平成二十一年四月から平成二十四 年三月までの期間及び当該特定月以後の 期間に係る保険料四分の一免除期間の月 数及び当該保険料四分の一免除期間の月 数を合算した月数を控除して得た月数を 数を合算した月数を控除して得た月数を 限度とする。)に四分の一を乗じて得た

期間 済期間 から 該特定月以後の期間に係る保険料半額免 間の月数 期間を除く。)に係る保険料半額免除 十一年四月から平成二十 当該特定月の前月以前 平 の月数並びに当該平成二十一年四 の月数、 成 (四百八十から当該保険料納 十四四 当該保険料四分の 年三月までの の期間 四年三月まで が期間 平 及び当 免除 成 付 期 月 \mathcal{O}

> 年四 四分の一免除期間の月数を合算した月数 除期間の月数 を控除して得た月数を限度とする。 及び当該特定月以後の期間に係る保険料 納付済期間の月数並びに当該平成二十 期間を除く。 十二分の一を乗じて得た数 + |月から平成二十四年三月までの期間 年四月から)に係る保険料四分の一免 (四百八十から当該保険 平 成二十四年三 一月まで に 料 \mathcal{O}

限度とする。 数を合算した月数を控除して得た月数 四百八十から当該保険料 期間に係る保険料半額免除期間の月数 数及び当該保険料四分の一免除期間の 年三月までの期間及び当該特定月以後 当該平成二十一年四月から平 に四分の一を乗じて得た 納付済期間 成二 十四 \mathcal{O} を 月 月 \mathcal{O} $\overline{}$

期間 済期間 該特定月以後の期間に係る保険料半額免 間の月数 カン 期間を除く。) に係る保険料半額免除 十一年四月から平成二十四年三 当該特定月の前月以前 5 平 \mathcal{O} この月数、 月数並びに当該平成二十一年四 成 (四百八十から当該保険料納 十四四 年三月までの期間 当該保険料四 \mathcal{O} 期間 分の 月まで 伞 及び当 免除 成 付 月 期 \mathcal{O}

> 口 を控除して得た月数を限度とする。) 四分の一免除期間の月数を合算した月数 及び当該特定月以後の期間に係る保険料 年四月から平成二十三年三月までの期間 期間を除く。 納付済期間の月数並びに当該平成二十 除期間の月数 十一年四月から 十二分の一を乗じて得た数 当該 (特定月の)に係る保険料四分の一免 平 (四百八十から当該保険料 前 成二十三 月以 前 \mathcal{O} 期間 |年三月までの 伞 成二 に

ハ 当該平成二十一年四月から平成二十三 の百八十から当該保険料納付済期間の月数の が表び当該保険料四分の一免除期間の月数の 数を合算した月数を控除して得た月数を 数を合算した月数を控除して得た月数を 数を合算した月数を控除して得た月数の 大力の期間及び当該特定月以後の とする。)に四分の一を乗じて得た の月

該特定月以後の期間に係る保険料半額免 から 済期間の月数、 間の月数 期間を除く。)に係る保険料半額免除 十一年四月から平成二十三年三月までの 当該特定月の前月以前の 艒 平 0 成 月数並びに当該平成二十一年四 (四百八十から当該保険料納 |十三年三月までの 当該保険料四 期間 期間 分の 伞 及び 免除 成 期 付 月

乗じて得た数 一得た月数を限度とする。)に六分の一を除期間の月数を合算した月数を控除して

ホ ら平 数 間 免除期間の月数、 納付済期間の月数、 除期間の月数 期間を除く。 度とする。 を合算した月数を控除して得た月数を限 月数及び当該保険料半額免除期間 の月数、 期間に係る保険料四分の三免除期間 を乗じて得た額 て得た月数を限度とする。) 免除期間の月数を合算した月数を控除 特定月以後の期間に係る保険料四分の三 十一年四月から平成一 年三月までの期間 当該特定月の前月以前の期間 1の月数並びに当該平成二十一年四月 当該平成二十一年四月から平成二十四 (四百八十から当該保険料納付済期 -成二十四年三月までの期間及び当該 当該保険料四分の一)に八分の三を乗じて得た数 (四百八十から当該保険料 に係る保険料四分の三免 当該保険料半額免除期 及び当該特定月以 当該保険料四分の 二十四年三月までの に四分の 免除期間 (平成二 この月数 の月 後 間 カュ \mathcal{O} \mathcal{O}

期間に係る保険料全額免除期間(国民年年三月までの期間及び当該特定月以後のト 当該平成二十一年四月から平成二十四

乗じて得た数得た月数を限度とする。)に六分の一を除期間の月数を合算した月数を控除して

ホ て得た月数を限度とする。) 納付済期間の月数、 除期間の月数 度とする。 を合算した月数を控除して得た月数を限 数 期間に係る保険料四分の三免除期間 免除期間の月数を合算した月数を控除 特定月以後の期間に係る保険料四分の三 ら平成二十四年三月までの期間及び当該 間の月数並びに当該平成二十一年四 免除期間の月数、 期間を除く。 十一年四月から平成二十四年三月までの 月数及び当該保険料半額免除期間の \mathcal{O} 年三月までの期間及び当該特定月以 を乗じて得た額 月数、 当該特定月の前月以前の期間 当該平成二十一年四月から平成二十四 (四百八十から当該保険料納付済期 当該保険料四分の一)に八分の三を乗じて得た数 (四百八十から当該保険 に係る保険料四分の三免 当該保険料半額免除期 当該保険料四分の 免除期 に四分の (平成) 月数 艄 月 \mathcal{O} 後 料 間 月 カュ \mathcal{O} \mathcal{O}

期間に係る保険料全額免除期間(国民年年三月までの期間及び当該特定月以後のト 当該平成二十一年四月から平成二十四

乗じて得た数得た月数を限度とする。)に六分の一を除期間の月数を合算した月数を控除して

ホ

免除期間の月数を合算した月数を控除 間の月数並びに当該平成二十一年四 免除期間の月数、 納付済期間の月数、 除期間の月数 期間を除く。 度とする。)に八分の三を乗じて得た数 を合算した月数を控除して得た月数を限 月数及び当該保険料半額免除期間の月数 の月数、当該保険料四分の一免除期 数 期間に係る保険料四分の三免除期間 を乗じて得た額 て得た月数を限度とする。) 特定月以後の期間に係る保険料四分の三 年三月までの期間及び当該特定月以 十一年四月から平成二十三年三月までの 当該特定月の前月以前の期間 |平成二十三年三月までの期間及び当該 当該平成二十一年四月から平成二十三 (四百八十から当該保険料納付済期間 (四百八十から当該保険 に係る保険料四分の三免 当該保険料半額免除期 当該保険料四分の に四分の (平成 月か 簡 \mathcal{O} 後 月 \mathcal{O} \mathcal{O}

期間に係る保険料全額免除期間(国民年年三月までの期間及び当該特定月以後のト 当該平成二十一年四月から平成二十三

3

(略)

3

(略)

(略)

(略)

月数及び当該保険料四分の三免除期間 期間の月数、 料に係るものを除く。 を限度とする。)に二分の一を乗じて得 月数を合算した月数を控除して得た月数 済期間の月数、 付することを要しないものとされた保 金法第九十条の三第 (T) 月数 項若しくは第二項 (四百八十から当該保険料 当該保険料半額免除期間 当該保険料四分の一免除 項又は附則 チにおいて同じ。 の規定により 第十 納付 納 \mathcal{O} \mathcal{O}

チ 期間 た数 月数を合算した月数を控除して得た月数 二十四 数並びに当該平成二十一年四月から平成月数、当該保険料四分の三免除期間の月 間 期間を除く。 を限度とする。 以後の期間に係る保険料全額免除 済期間の月数、 十一年四月から平成 の月数 当該特定月の前月以前の期間 の月数、 年三月までの期間及び当該 (四百八十から当該保険料納 当該保険料半額免除期間 に係る保険料全額 当該保険料四分の に三分の一を乗じて得 一十四年三月までの (平成 特定 期間 免除 免除 付 月 期

> た数 条第 を限度とする。) 済期間の月数、 料に係るものを除く。 月数を合算した月数を控除して得た月数 月数及び当該保険料四分の三免除期間 期間の月数、 付することを要しないものとされた保 金法第九十条の三第 の 月数 項若しくは第二項 (四百八十から当該保険料 当該保険料半額免除期間 当該保険料四分の一免除 に二分の一を乗じて得 項 チにおい 文は附則 の規定により て同じ。 第十九 納付 納 \mathcal{O} \mathcal{O} 険

チ 月数、 期間 二十四年三月までの期間 期間を除く。 た数 月数を合算した月数を控除して得た月数 以後の期間に係る保険料全額免除期間 数並びに当該平成二十 済期間の月数、 間 十一年四月から平成二 を限度とする。 この月数 当該特定月の前月以前の の月数、 当該保険料四分の三免除期間の (四百八十から当該保険料 当該保険料半額免除 に係る保険料全額免除 当該保険料四分の に三分の 二十四年三月までの 一年四 及び当 期間 一を乗じて得 月か 該 伞 以特定月 76平 が期間 免除 納付 成 成月 期 \mathcal{O}

> 期間 条第一 た数 済期間の月数、 料に係るものを除く。 付することを要しないものとされた保険 を限度とする。)に二分の一を乗じて得 月数を合算した月数を控除して得た月数 月数及び当該保険料四分の三免除期間の 金法第九十条の三第 0) 月数 の月数、 項若しくは第二項の規定により (四百八十から当該保険料納付 当該保険料半額免除期間 当該保険料四分の一免除 チにおい 項又は附則第十九 て同じ。 納 \mathcal{O}

た数 月数を合算した月数を控除して得た月数 数並びに当該平成二十一年四 月数、 期間の月数、 済期間の月数、 間の月数 期間を除く。 を限度とする。 以後の期間に係る保険料全額免除期間 十一年四月から平成二十三 一十三年三月までの期間及び当該 当該特定月の前月以前の 当該保険料四分の三免除期間の (四百八十から当該保険料納 当該保険料半額免除 当該保険料四分の に係る保険料全額免除 に三分の一を乗じて得 期間 年 |月か 三月まで 伞 以特定月 ら平成 が期間 免除 成 月 付 期 \mathcal{O}

一 (略)

3

(略)

- 9 -

チ

例)
る基礎年金の国庫負担に関する経過措置の特のが、では、「一年度及び平成二十二年度におけ

二項に規定する額並びに昭和六十年改正法附 費用 三十四条第二項 要する費用に係る同号ハに規定する額 則第三十四条第一項各号 に昭 年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に 及び同項第五号に規定する老齢年金 費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げ び第九号を除く。 第 の規定による改正後の国民年金法第八十五条 てバ て、 成二十二年度の各年度における国民年金事業 る数で除 に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する に要する費用のうち基礎年金の給付に要する)第三項 こえられ 前 一に相当する額を除く。 項第 条第 の 一 条の二 附則第十三条第七項及び前条第一項 和六十年改正法附則第三十四条第二項及 た第四 部に充てるため、 の規定により読み替えられた第四 して得た数を乗じて得た額の合算額 号及び第三号に掲げる額、 項 国 並びに昭 |庫は、 及び第三項 条の規定による改 に掲げる額 平 和六十年改 -成二十 (第一号、 当該各年度に の規定により \mathcal{O} 合算額 (同項第四号 年度及び平 正 正法附則第 第六号及 後 の給付に の三分 前 \mathcal{O} \mathcal{O} 読 ほ 国 並び 条第 っい 民 条 カン

の特例)
おける基礎年金の国庫負担に関する経過措置(平成二十一年度から平成二十三年度までに

第十四条の二 三分の ほか、 算額 五条第 ついて、 国民年金法第八十五条第一 四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要 四条の規定による改正後の国民年金法第八十 項及び第三項 読 則第三十四条第 掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロ 号及び第九号を除く。 法附則第三十四条第一項各号 条第二項に規定する額並びに昭和六十年改正 並びに昭 する費用の一 事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要 付に要する費用に係る同号ハに規定する額 成二十三年度までの各年度における国民年金 み替 及び同項第五号に規定する老齢年 前 一項第 えられた第四 一に相当する額 条第 附則第十三条第七項及び前条第 和六十年改正法附則第三十四条第二 部に充てるため、 国庫は、 の規定により読み替えられた第 一号及び第三号に掲げる額 項 二項 並びに昭 (及び第1 条の規定による改正 平成二十 を除く。 に掲げる額 項第一号及び第三 和六十年改 三項の規定により (第一号、第六 当該各年 (T) 年 合算額 一度から平 (同項 中金の給 正法附 一度に 後 項 合 第 に 前 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O}

例)
る基礎年金の国庫負担に関する経過措置の特の対の、(平成二十一年度及び平成二十二年度におけ

第十四条の二 二項に規定する額並びに昭和六十年改正法附 年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に 替えられた第四 三十四条第 要する費用に係る同号ハに規定する額の 及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に 費用の額に同号イに掲げる数を同号ロ 則第三十四条第一項各号 第 び第三項の規定により読み替えられた第四 て、 費用の一 る数で除して得た数を乗じて得た額の に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する び第九号を除く。 の規定による改正後の国民年金法第八十五条 に昭和六十年改正法附則第三十四条第二項 成二十二年度の各年度における国民年金事業 に要する費用のうち基礎年金の給付に要 前条第 項 第 に相当する額を除く。 附則第十三条第七項及び前条第一項 部に充てるため、 一号及び第三号に掲げる額、 項 一項及び第三項の規定により 並びに昭和六十年改 玉 |庫は、 |条の規定による改正 に掲げる額 平 -成二十 (第一号、第六号及 <u></u>の 当該各年度につい 合算額の (同項 正法附 年 度 後 に掲 第四 前条第 合算 及び \mathcal{O} 訓第 くする 国民 読 並 ほ 平 額 异 び げ 及 カン 条

当該 及び第一 びに昭 算額と る繰 二十二年度にあっては平 入れ 公債 条第一 掲げ する法律 は 相当する額を負担する。 条の規定による改正後 政 る財政運 前 条第二 (融資資金勘定から 財政運営に必要な財源 項 -七号) る額 の特例に関 額については、 入金を活用 の発行及び財 項第一号及び第三号に掲げる額並びに 附 の規定により、 和六十年改正法附則第三十四条第 三項 項 営のための公債 則 並 平 第三条第 に規定する額 第 の規定により読み替えられ び -成二十1 しに前 十三条第七 して する法律 条第二 政投融資特別会計 平成二十 一年法律第七号) 般会計 項 財政 確 の国民年金法第 項 この場合にお 成二十二年度にお の発行の特例等に関 の規定により、 の確保を図るため \mathcal{O} 保 項 (平成二十 投融 合算額との 及び に規 するもの に繰り入れら 一年度にあ 資特別会計 前 定 条第 する -一年法律 とする。 からの繰 第三条 八十五 差額 た第四 1 額 平 って 項 て \mathcal{O} 二項 成 財 け 合 れ \mathcal{O} 並

三条第 二項 法律第-めの びに前れ 第四 に関 平成二十二年度にあっては平 十五条第 等に関する法律 られる繰入金を活用 計 \mathcal{O} て、 額に相当する額を負担 項 \mathcal{O} 号に掲げる額 における財政運営の おける財政運 っては財政運営に必要な財源の 繰入れの特例に関 れられる繰 並 合算 財政融資資金勘定から 公債 条の 及び第 びに昭 当該額については、 する法律 額と +財 条第二項に規定する額の 条第 一十三年度 項 規定による改正 七号) 外国為替資金特別会計から 政 の発行及び財政 項第 融資資金勘定 の規定により、 三項 附 和六十年改正 入金及び同法第四 営のための公債の発行の 則 並 (平成二十二年法律第七号) 項の規定 第三条第 の規定により 第 び 一号及び第三号に掲げる額 (平成二十三年法律第 に前 にあ 十三条第 ための して、 する法律 力る。 条第二 定 、投融資特別会計 平成二十 から 後 法 公債の 項の規定により、 より 確保するものとし 般会計に繰り入 財政投融資特別 附則第三十四 七 \mathcal{O} -成二十二 この場合にお 国民年金法第 読み替えら 項 平 項 (平成二十 財政 確保を図 及び 合算額との に規定 発行 一年度にあ 投 前 二年 特例 でする額 融資 条第 \mathcal{O} 繰 一度に るた ń [条第 特 一年 か 等 第 5 規 差 並 八 た n) 例 い

入れ

第一

政

算額と する法律 二十二年度にあっては平 当該額については、 条第一 る繰入金を活用 る財政運営のための公債の 第十七号) 相当する額を負担する。 前条第二項に規定する額の 条の規定による改正後 びに昭和六十年改正法附則第三十四 掲げる額並び 公債の発行及び財政 一融資資金勘定から 項)第三項 の特例に関する法律 政 項第一号及び第三号に掲げる額並び \hat{O} 運営に必要な財源の確保を図 附則第十三条第七 規定により、 平 第三条第 の規定により しに前 成二十1 条第二 平成二十一年度にあ 、投融資特別会計 項 |年法律第七号) 確保 般会計に繰り 財 \mathcal{O} この場合におい 政 -成二十二年 の規定により、 国民年金法第 、読み替えられ |項に規定する額 項 (平成二十 発行の 及び 投 するもの 合算額との (融資特別会計 前条第 特例等に関 、とする、 入れら 一度にお 囚るため]条第⁻ 一年法 か た第 第 差額 八 5 十五 平 って \mathcal{O} 項 \mathcal{O} て、 条 闻 項 財 律 繰 n 成 \mathcal{O} 並 合

は財

及び

年金の 国庫負 (新規) 輸施設整備支援機構から国庫に納付される納 付 一項の規定により独立行政法・ に繰り入れられる繰入金並びに同法第五条第 金を活用して 確保するものとする。 人鉄道建設·

運

第十四条の三 担に関する経過措置の特例) の給付に要する費用の る国民年金事業に要する費用のうち基礎 (平成二十三年度における基礎 国庫は、 平成二十三年度にお 部に充てるため、 年金

四条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三

年度につい

7

附則第十三条第七項及び第十

十四条第二項及び第三項の規定により読み替

寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに

号ハに規定する額の三分の

に相当する額を

0

合算額

 \mathcal{O}

ほ

か

前

条前段の

規定の

より算定して得た差額に相当する額を負

定する老齢

年金の給付に要する費用に係る同

を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規 掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数 各号(第一

号

第六号及び第九号を除く。

に掲げる額(

(同項第四号に規定する者に係る

げる額、附則第十四条第二項に規定する額並

びに昭和六十年改正法附則第三十四条第一

項

金法第八十五条第一

項第一号及び第三号に掲

えられた第四条の規定による改正は

|後の|

国民年

税法等の 行われる税制の抜本的な改革をいう。 法律第十三号) るまでの金額を、 り入れられたとした場合に生じるものと見込 定めるところにより、 入れるものとする。 般会計から年金特別会計 まれる運用収入に相当する額の合算額に達す いて当該額が年金特別会計国民年金勘定に繰 担する。この場合において、 により確保される財源を活用して、一 部を改正する法律 附則第百四条の規定に従っ 税制の抜本的な改革(所得 当該額及び同年度にお 国民年金勘定に繰 政府は、 (平成 一 +

第十六条 5 な改革により所要の安定した財源の確保 れる年度を定めるものとする。 特定年度については、 税制 の抜本的 が図

第十六条 おいて同じ。) 規定に従って行われる税制の抜本的な改革を な改革(所得税法等の 確保が図られる年度を定めるものとする。 成二 十 次条第一項及び附則第三十二条の三に 特定年度については、 一年法律第十三号) により所要の安定した財源 一部を改正する法律 附則第百四条の 税制の抜本的

第十六条の二 年度を除く。 年度以後の年度である場合において、 定年度の前年度まで 特定年度の前年度が平成で の各年度における国民年金事 (平成二十三年度以前の 当該特 十四

第十六条の二

特定年度の前年度が平成二

十四四

2

(略

年度以後の年度である場合において、

当該特

年度を除く。

)の各年度における国民年金事

(平成二十三年度以前の

定年度の前年度まで

2

略

第十六条 な改革 図られる年度を定めるものとする。 規定に従って行われる税制の抜本的な改革を 平成二十一年法律第十三号) いう。)により所要の安定した財源の (所得税法等の一部を改正する法律 特定年度については、 附則第百四条の 税制の抜本 確保が 的

2 略

 \mathcal{O}

第十六条の二 年度を除く。 定年度の前年度まで 年度以後の年度である場合において、)の各年度における国民年金事 特定年度の前年度が平 (平成) 一十二年度以前の 成 当該特 十三

国庫 本的 算定 る費用 政 業に要する費用 .て附則第十四条の二前段の規定の例により 上の措置を講ずるものとする。 な改革 の負担とするよう、 して得た差額に相当する額を の 一 部に充てるため、 により確保される財源を活用して のうち基礎年金の給付に要す 必要な法制上及び財 当該各年度に 税制 \mathcal{O} 抜 0

2 礎年金の額の計算においては、 るものとする 係 期 る保険料免除期間 間 年四月から平 に係る保険料免除期間を有する者の老齢基 扱われるよう、 る保険料免除期間 前 項の場合において、 (平成二十四年三月以前 成 の月数について、 必要な法制 十四四 の月数の算定と同 <u>|年三月まで</u>の期間に 特定月の前 の期間を除く。 上の措置を講 当該期間に係 平成二十 月までの 原様に取 ず

る経過措置の特例)年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関す(平成二十一年度及び平成二十二年度の厚生

いて、前条第六項の規定により読み替えられ、
一、
中成二十二年度の各年度における厚生年金保験の管掌者である政府が国民年金法第九十四
条の二第一項の規定により負担する基礎年金
条の二第一項の規定により負担する基礎年金
年金における厚生年金保
第三十二条の二 国庫は、平成二十一年度及び
第三十二条の二 国庫は
第三十二条の
第三十二条の二 国庫は
第三十二条の三 国庫は
第二十二条の三 国庫は
第三十二条の三 国庫は
第三十三条の三 国庫は
第三十三年年年年年年年年年年

本的, 算定 る費用 政上の措置を講ずるものとする。 国庫の負担とするよう、 業に要する費用のうち基礎年金の給付に要 いて附則第十四条の二前段の規定の例により な改革 して得た差額 の <u>-</u> により 部に充てるため、 確保される財源を活用して に相当する額を 必要な法制上及び財 当該 各年 税制の 一度に f 抜 0

2 るものとする。 礎年金の額の計算においては、 期 1) 係る保険料免除期間 る保険料免除期間の月数につい 間 年四月から平 扱われるよう、 に係る保険料免除期間を有する者の老齢基 前 項の場合において、 (平成二十四年三月以前の期間を除く。 成 必要な法制 二十四年三月までの期間に の月数の算定と同 特定月の前月までの 上の措置を講ず て、 当該 平成二十 期間に係 原様に取

関する経過措置の特例)
『生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に(平成二十一年度から平成二十三年度までの

第三十二条の二 十四四 平成二十三年度までの各年度における厚生年 に 年 金保険の管掌者である政府が国民年金法第九 |金拠出 ついて、 条の二第 金の 前 条第六項の規定により読み替え 一項の規定により負担する基礎 国庫 部に充てるため は、 平成二十 当該各年 年 中度から 庨

> 算定して得た差額に相当する額を国 る費用の一 を講ずるものとする。 とするよう、 業に要する費用のうち基礎年金の いて附則第十四条の二前段の規定の 部に充てるため、 臨時の法制上及び財政上の 当該 各年 給付に要 庫 例により 度に \dot{o} 措置 負担 す 0

2 n 礎年金の額の計算においては、 期 るものとする。 係る保険料免除期間 る保険料免除期間 年四 間 に係る保険料免除期間を有する者の老齢基 扱われるよう、 前項の場合におい 平 |月から平成二十三年三月までの期間 成 一十三年三月以 臨時の法制上の措置を講ず の月数につい て、 の月数の算定と同 特定月の 前 の期間な 当該期間に係 て、 前 亚 を除く。 月までの 様に取 -成二十

る経過措置の特例)年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関す(平成二十一年度及び平成二十二年度の厚生

いて、前条第六項の規定により読み替えられ、中成二十二年度の各年度における厚生年金保、東成二十二年度の各年度における厚生年金保、東成二十二年度の各年度における厚生年金保第三十二条の二 国庫は、平成二十一年度及び

財政 十条第 法第 た第 ため あ 三条第一項の規定により、 特別会計 \mathcal{O} する額との差額 条の規定による改正 れ 確保を図るため 十 正 により読み替えられ 場合にお っては平 る繰入金を活用して、 一年度にあっては財政運営に必要な財 後 以融資資· の公債 八十 の厚生年金保険法第八十条第一項に規 七 項 条の規定による改 条第一 (の規 項 からの繰入れ 金勘定 の発行 べに規定さ 成二十二年度における財政運営 定によ て、 項 \mathcal{O} に相当する額を負担する。 当該額 から 公債の発行及び財政投融資 に規 \mathcal{O} する額と前 特 ŋ た第七条の規定による改 後の厚生年金保険 例等に関 の特例に関する法 定する額 確保するものとする。 般 財 Ī に 会計 平成二十二年度に 政投融資特別会計 ついては、 後 条第六項 \mathcal{O} ける法律 のほ 厚 に繰り入れ 生 年 か 法第 平 律第 \mathcal{O} 金 成二 規定 律第 第 源 保 \mathcal{O} 定 八 Ł 険 ら \mathcal{O}

例等に関す 規定 営の 成二十 る改 5 度における財政運営 れられる繰入金を活用して、 度にあっては平成二十二年度における財 律第三条第一項の規定により、 融資特別会計 源 規定により読み替えられ 第八十条第 第七条の規定による改正 保 般会計に繰り入れられる繰入金及び同法第四 会計財政 第三条第 この場合におい \mathcal{O} 険 れ 第五 確保 法第八 建 設 投融資特別会計財政融資資金勘定から ため する額との 正 た第七条の規 一項の規 般会計 成 後の厚生年金保険法第八十条第一項 一年度にあっては財政運営に必要な財 の公債 する法律 《融資資金勘定 条第 を図るための 一十三年度にあ 項の規定により、 +運 輸施 項 条第 定 からの繰入れ 繰り入 差額 により へに規定・ の発行 項 律 第三 て、 設整備支援 定による改 規定に Iのため 項 に相当する額を負担 れら 公債の 当該額 条第 外国為替資金特別会計 から \mathcal{O} に する額と前 特例等に関する法律 後の 規 っては平成 た第七条の れる繰入金並びに の特例に関する法 定する額 項 公債の 発行及び 厚生年金保 ŋ 確保するものと 般会計に繰り入 財政投融資特別 正 に 平成二十二年 ついては、 後 条第六項 \mathcal{O} 定 規定によ 発行の特 厚 \mathcal{O} により 財 国庫 ほ 生 政 政 する 険 年 カン 投 亚 E 決 渾 \mathcal{O} 金

> 財政 条第 ため

カら

三条第一項の規定により、 十条第 法第八十条第一 れる繰入金を活用して、 あっては平 特別会計からの繰入れ の場合におい する額との 正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定 により読み替えられた第七条の 条の規定による改正 た第七条の規定による改正 十一年度にあっては財政運営に必要な財 \hat{O} を図 融資資金勘定から 項 公債の発行 囚るため の規定により、 項 成 差額に相当する額を負担 《に規定する額と前条第六項 て、 二十二年度における財 Ó 項に規定する額 公債の 当該額につい \mathcal{O} 特例等に関する法 後の厚生年金保険 の特例に関する法律第 確保するものとする。 発行及び財政 般会計に繰り入 財政投融資特別会計 平成二十二年度に 後の 、ては、 規定による改 厚 \mathcal{O} 生 ほ する。 政 年 か、 律第 **政投融資** 平 法第八 -金保険 運 \mathcal{O} 成二 規定 営 れ 源 第 芒 \mathcal{O} ら

確保

-		
第三十二条の四 特定年度の前年度が平成二十割合の引上げのための措置)(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担	(平成二十三年度の厚生年金保険の 第三十二条の国庫負担に関する経過措置の特別 一世する基礎年金保険の管掌者である政府が国 にころにより、当該額のほかに第二十二条第一項の規定により 一般会計を活用して、政府は、予算で定めると る額が年金勘定に相当する額の合算額に超って、附別第三十二条第一項の規定により ころにより、当該額及び同は、平成二十三年度について、附別第三十二条第六項の規定により 一般会計のとした場合において、政府は、予算で定めると ころにはり、当該額及び同は、平成二十三年度におり を額が年金時別会計を領に相当する額の合算額に産する。 の合算額に超する。 を11年度について、政府は、予算で定めると を21年金勘定に繰り入れるものと見込まれる。 3年金時別会 3年金時別会 3年金時別会 3年金時別会 3年金時別会 3年金時別会 3年金時別会 3年金時別会 3年金時別会 3年金時別会 3年金時別会 3年金時別会	
第三十二条の三 特定年度の前年度が平成二十割合の引上げのための措置) (厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担	新設)	とする。 松付される納付金を活用して、確保するもの
第三十二条の三 特定年度の前年度が平成二十割合の引上げのための措置) (厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担		

政上 四条の二第一 四年度以後の年度である場合におい 国庫の負担とするよう、 算定して得た差額に相当する額を 保険の管掌者である政府が国民年金法第九十 特定年度の前年度まで 本的な改革により確保される財源を活用して ついて第三十二条の二前段の規定の例により 金拠出金の一部に充てるため、 (年度を除く。) の各年度における厚生年金 の措置を講ずるものとする。 項の規定により負担する基礎年 伞 必要な法制上及び財 成二十三年度以 当該各年度に て、 税制 当該 の抜 前

に関 (廃 止前 する法律の適用 の国民年金特別会計法及び特別会計 に関する経過措 置

2 第五十六条 -3 略 略

4 する。 字句は、 用については、 度における特別会計に関する法律の規定の適 亚. の上欄に掲げる規定中同 -成二十一年度及び平 それぞれ同表の下欄に掲げる字句 前項の規定によるほか、 成 二 表の中欄に掲げる 一十二年度の各年 次の 4

(表略

5 よるほか、 平成二十三 律の規定の適用に 一年度に 次 の表の おける特別会計 上欄に掲げる規定中 第 項 に関する

> とするよう、 四条の二第一項の規定により負担する基礎年 兀 た差額に相当する額 ついて前条前段の規定の例により算定して得 金拠出金の一部に充てるため、 保険の管掌者である政府が国民年金法第九十 特定年度の前年度まで を講ずるものとする。 により確保される財源を活用して国庫の]年度以後の年度である場合におい 年度を除く。)の各年度における厚生年金 必要な法制上及び財政 を 伞 税制 成二十三年度以 \mathcal{O} 当該各年度に 抜 本的な改革 上の て、 措置 負担 当 前

に関する法律の適用 (廃止前 の国民年金特別会計法及び特別会計 に関する経過措 置

第五十六条 2 • (略 略

げる字句は、 次の表の上欄に掲げる規 句とする。 \mathcal{O} 各年度における特別会計に関する法律の規定 適用については、 平成二十一 年度から平 それぞれ同表の下欄に掲げる字 前項の規定によるほ 定中同 成 二 表の |年度までの 中 -欄に掲 か

(表略)

新規

四条の二第一項の規定により負担する基礎年 保険の管掌者である政府が国民年金法第九十 特定年度の前年度まで 三年度以後の年度である場合におい のとする。 た差額に相当する額を国庫の負担とするよう 金拠出金の一部に充てるため、 ついて前条前段の規定の例により算定して得 (年度を除く。) の各年度における厚生年金 臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるも (平成二十二年度以 当該各年度に て、

当該

前

に関する法律の適用 (廃止前の国民年金特別会計法及び特別会計 に関する経過

第五十六条 略

2 •

4 する。 字句は、 用については、 度における特別会計に関する法律の規定の 表の上欄に掲げる規定中同表の 平成二十一年度 それぞれ同表の下欄に掲げる字句 前項の規定によるほ 及び平成二 十 中 年度の各年 かい 次の 適 る

(表略)

二 三 第 項 条 百 第 十	一 人 項	三 第 百 第 十	欄 表 に の 掲 中 げ 欄
二 を 適 一 給 遅 項 第 十 含 用 項 法 延 (人) 条 む す に 第 加 年 十 第 。 る お 七 算 金 条 二 第 場 い 条 金 給 第 項 百 合 て 第 支 付 一	等改正法	十年国民昭和六	欄に掲げる字句とする。表の中欄に掲げる字句は、
号 十 を て 条 算 年 八 同 第 百 条 場 お 第 延 段 第 金 成 に 条 含 適 第 金 金 十 じ 一 二 第 合 い 七 加 、 十 等 十 お 第 む 用 一 支 給 条 。 号 十 一 を て 条 算 年 四 改 六 、	可じる一位がご	民年金等改正法	それぞれ同表の下

一号	二十第項条百第二	。 に 限 さ る	か 部 以 分 外	各 一 項 列 (四条第	第百十											
を 除 く。)	等改正法 中年国民年金					合計額	及び									て同じ。)	第二号におい
を除く。)並び	民年金等改正法	合算 技	車負担金の領の規定による国	十四条の三前段	十六年国民年金	合計額及び平成	並びに	同じ。)	—≀	場合を含む。第	第七条第一項に	延加算金支給法	段(年金給付遅	三十二条の三前	等改正法附則第	十六年国民年金	じ。)及び平成

	<u> </u>									
				二	二項第	十条第	第百二			
				七十九条	改正法附則第	年国民年金等	及び昭和六十			
	条の三前段	法附則第三十二	国民年金等改正	及び平成十六年	附則第七十九条	民年金等改正法	、昭和六十年国	三前段	附則第十四条の	民年金等改正法
1										

(傍線部分は改正部分
刀
•
波線部分は修正部分)

行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院第八条の二 国又は独立行政法人造幣局、独立	年金拠出金の負担に関する経過措置の特例)(平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎	附則 (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) 第八条 (略) 2~5 (略) の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第十三条第七項に規定する特定年度を治等での指定により活み替えて適用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。	修正後
行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院第八条の二 国又は独立行政法人造幣局、独立例)	基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特(平成二十一年度から平成二十三年度までの	附則	修正前
行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院第八条の二(国又は独立行政法人造幣局、独立	年金拠出金の負担に関する経過措置の特例)(平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎	附則 (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置) 第八条 (略) 2~5 (略) 2~6 平成十九年度から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二号(法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。	現行

融資資 礎年金 る法 財政 度に 債 財 Ł 場合にお る額との 号に定める額と前条第六項の規定により読 お 十四四 繰 れ 替えられた法第九十九条第三項第二号に定 めるところにより、 第二十条の三第四 えられた法第九十九条第 二十二年度の各年度にお 十二年度にあっては平成二十二年度におけ 項 構若 政 用する場合を含む。 入金を活用して、 の発行及び財政投融 いて同じ。 運 につい 特例に関 険管理 律 運営に必 ついて、 条の二第 の規定によ 金勘 営の 拠出 しくは 伞 差額 第三条第一 いて、 、ては、 ための 成 定 金 機 要な財 から 前条第六項の規定により読 <u>の</u> <u>一</u>十 二項 構 する法律 に相当する額を負担する。 独 当該額 に定める額のほ は 立. 公債 平成二十一 項 部に充てるため、 行政 の規定により 年 項 法第九十九条第三項 亚 確保するものとする。 般 財 の規定により読み替えて 源 法 会計 以下この条及び次条に 政 の発行の の規定により、 の確保を図るため のうち国の負担に係 成 資特別会計 法 棄 いて国 人郵 投 律第七号) 三項第二号 二 十 成二十 融資特別会計 に繰り入れら 年度にあ 便 特例等に関 納 か、 年 貯 民年金法第 付される基 度 からの繰入 金 年法 及(当該 政令で定 第三条第 (法附記 つては 亚 簡 U この 成 律第 第二 み替 財 \mathcal{O} 各 平 易 政 公 訓 成生 る す る 8 九

運営の 号) にお との 機構若 律 られた法第九十九条第三項 金を活用 資 \mathcal{O} 年度にあ 定める額と前条第六項の規定により読み替 えて適用する場合を含む。 附則第二十 み替えられた法第九 第九十四 _ 士 命 特例に関 発行及び財政投融資特別会計 運営に必要な財 に ところにより、 て同じ。 各年度につい る基礎年金拠出 金勘 規 0 保 伞 差額 いては、 定により -三年度· 第 いて、 険管 ため しくは 成 三条第 定 して、 する法律 条の二第二項 から 0 理 に相当する額を負担する。 <u>二</u>十 当該額 ては平成二十二年度における財 に定める額のほ 条の三 \mathcal{O} までの各年度にお 機 て、 公債 平成二十 構 独 年 項 法第九十九条第三項 確 般 財 源 金 は 立. 第四 の規定に 前条第六項の規定により 保 会計 政 法 \mathcal{O} 0 0 のうち国の負担に係 行 平 発行 一九条第三項 確保を図るため 投 律第 亚 政 するもの 成二十 融 項 部に充てるため、 の規定により 成 法 に繰り入 七号) 年度にあっ 資特別会計財政 \mathcal{O} \mathcal{O} 人郵 により、 <u>二</u>十 第二 特例等に か、 規定により 以下この から 便 入れら 一号に定める額 年 て国民年金法 第三条第 政令で定め 年 貯 干法律第-(第二号 亚 Ó 度 金 いれる繰 シ繰入れ ては財 条にお この 関 成 第 Ó 納 平 か 読 ける法 付され 公債 るも 5 簡 成 二十二 二号に 十七 場 融 4 当 亚 易 (法 替 読 該 項 政 禬 Ź 入 政 \mathcal{O} え 成 生 \mathcal{O} \mathcal{O}

定によ に関 いては、 ľ 二 十 機構若 活用 にあっては平成二十二年度における財 ろにより、 十四四 命保 勘定から 第三条第一 及び財政 に必要な財 差額に相当する額を負担する。 た法第九十九条第三項第二号に定める額との 適用する場合を含む。 第二十条の三 えられた法第九十九条第三項 度につい 礎年金拠出 る額と前条第六項の規定により読み替えら 成 ため . て 険管理 条の二第 する法律 一年度の各年度において国民年金法第 9 に定める額のほ 当該額のうち国の負担に係るもの \mathcal{O} しくは独立 て、 公債の 、投融資特別会計から 平成二十一 年 深源の 金の一 般会計 項 法第九十九条第三項 確保するものとする 一第四項 構 政 前条第六項の規定により 法 \mathcal{O} 二項 棄 発行の 規定により、 確保を図るため 投融資特別会計財 .律第七号) は、 成二十 行政 部に充てるため、 の規定により に繰り入 年度にあっては財 $\widehat{\mathcal{O}}$ 平 か、 特例等に関する法律 規定により 成二十一 以下この条におい 法 人郵 八れら 年 第 政令で定め 三条第 法 \tilde{O} 第二号 便 成二 律第 緑入れ この 第 納付される基 \mathcal{O} 貯 れ 年 読み 政 る繰 公債 度 二号に定 金 **公融資資** 十 場合にお 当 及 (法 読み 替 政 0 政 るとこ 該 項 Ł \mathcal{O} び 簡 各 年 号) 特 て同 えて 附 易 \mathcal{O} 運 発 運 に 平 営 規 度 例 九 行 n 8 則 成 生 年

11

亚

第八条の三 り納付される基礎年金拠出 関する経過 場合において 項第二号に定める額のほか、政令で定めると 規定により読み替えられた法第九十九条第三 国民年金法第九十四条の二第二項の規定によ 命保険管理機構は、 機構若しくは独立行政法人郵便貯金・ 行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院 して得た差額に ころにより、 (平成二十三年度の基礎年金拠出金の負担に 同年度について、 国又は独立行政法人造幣 措置の特例) 前条前段の規定の例により算定 当該額のうち国の負担に 相当する額を負担する。 平成二十三年度における 附則第八条第六項の 一金 の 部に充てる 高 簡易生 独 立

> して、 支援機構から国庫 により独立行政法人鉄道建設 られる繰入金並びに同: 繰入金及び同法第四条第一 融資資金勘定から一 法律(平成二十三年法律第 政運営のための 国為替資金特別会計から 三年度にあっては平成二十三年度における財 項の規定により財政投融資特別会計財政 確保するものとする。 公債の発行の に納付される納付金を活 般会計 法第五条第 般会計に繰り入 項の規定により外 に繰り入れられる 特例等に関する 運輸施設整 項の規定 第三

(新設)

により、 。次条におい むものとする。 源を活用して、 に従って行われる税制の抜本的な改革をいう 済組合に払い込まれたとした場合に生じるも ものについ おいて当該 と見込まれる運用収入に相当する額の合算 (所得税法等の 一年法 達するまでの金額を、 |国の負担に係る額が国家公務員| 該国 律 て 第十三 て同じ。 国家公務員共 0 負担 国は、 号 部を改正する法律 附則第百四 係る額及び 予算で定めるところ より確保される 税制の抜本的な改 済組合に払い]条の規定 同 年度に

の措置) (基礎年金拠出金の負担割合の引上げのため

第八条の四 立行 度以後の年度である場合におい 刷 年度につい 基礎年金拠出金の一部に充てるため、 九十四条の二第二項の規定により納 度を除く。 年度の前年度まで は独立行政法人造幣局、 により算定して得た差額に相当する額を国又 局 政法人郵便貯 独 立行政法 て附則第八条の二前段の規定の 特定年度の前年度が平成二十四 の各年度において国民年金法第 人国 金・簡易生命保険管理機構 (平成二十三年度以 立病院機構若 独立行政法人国立印 て、 当該特力 しくは独 付される 当該各 前 の年 例 定 年

> (措置) (基礎年金拠出金の負担割合の引上げのため

第八条の三 行政法-度を除く。 度以後の年度である場合におい 郵便貯金 法人造幣局、 して得た差額に相当する額を国又は独立行政 年度について前条前段の規定の例により算定 基礎年金拠出金の一部に充てるため、 九十四条の二 年度の前年度まで 人国立病院機構若しくは独立行政 簡易生命保険管理機構の負担とす 特定年度の前年度が平 |第二項の規定により納付される の各年度において国民年金法第 独立行政法 (平成二十三年度以前の 人国立 立印刷局、 て、 成二 当 当該各 s該特定 十四四 法人 独立 年 年

> の措置) (基礎年金拠出金の負担割合の引上げのため

 \mathcal{O}

第八条の三 郵便貯金・ 行政 年度について前条前段の規定の例により 基礎年金拠出金の一部に充てるため、 度を除く。 度以後の年度である場合におい 法人造幣局、 して得た差額に相当する額を国又は独立行政 九十四条の二第二項の規定により納付される 年度の前年度まで 法 人国)の各年度において国民年金法第 簡易生命保険管理機構の負担とす 立 特定年度の前年度が 一病院機構若しくは独立 独立行政法人国立印刷局 (平成二十二年度以前の 平成 て、 行政 当 当該各 十三 該 法人 算定 独立 特 年 年

るように、国の負担に係るものについては税制の抜本的な改革(所得税法等の一部を改正的な改革をいう。)により確保される財源を活用して国の負担とするよう必要な法制上及活用して国の負担とするよう必要な法制上及が財政上の措置を講じ、これらの独立行政法人の負担に係るものについては必要な法制との措置を講ずるものとする。

時の法制上の措置を講ずるものとする。
の法制上及び財政上の措置を講じ、これらのの法制上及び財政上の措置を講じ、これらのの法制上及び財政上の措置を講じ、これらのの法制上及び財政上の措置を講じ、これらの

(傍線部分は改正部分	
・波線部分は修正部分)	

置の特例)年金拠出金に対する国の補助に関する経過措年金拠出金に対する国の補助に関する経過措(平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎)

第

か、 二項の規定により納付する基礎年金拠出 二十二年度における財政運営のための公債 平 するものとする 律第七号) 発行の特例等に関する法律 規定により、 特別会計からの繰入れの特例に関する法律 場合において、 額との差額に相当する金額を補助する。 する新共済法第三十五条第一 額と前条第六項の規定により読み替えて適用 共済法第三十五条第一 条第六項の規定により読み替えて適用する新 投融資特別会計財政融資資金勘定から 確保を図るための公債 十 二条の二 十二年度の各年度における日 -成二十一年法律第十七号) 部に充てるため、 共済事業団が国民年金法第九十四条の二第 に繰り入れられる繰 一年度にあっては財政運営に必要な財! 新共済法第三十五条第一項に規定する金 国は、 第三条第 平成二十二年度にあっては平 当該金額については、平成二 平成二十一年度及び平成二 当該各年度につい 項 項に規定する金額の 入金を活用 の発行及び財政投融 の規定により (平成二十 項に規定する金 第三条第 本私立学校振興 て、 二年法 この 項 般 財 源 確 金 成 ほ 前 政 \mathcal{O} \mathcal{O} 保 \mathcal{O} 資 \mathcal{O}

> 過措置の特例) 基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経(平成二十一年度から平成二十三年度までの

第二条の二 財政 年法 のほか、 二第二項の規定により納付する基礎年 債の発行の特例等に関する法律 平成二十二年度における財政運営のための 融資特別会計からの繰入れの特例に関する法 この場合において、 般 項の規定により、 律 源の確保を図るための 成二十一年度にあっては財政運営に必要な財 る金額との差額に相当する金額を補助する。 適用する新共済法第三十五条第一 る金額と前条第六項の規定により読み替えて る新共済法第三十五条第 金 確 振興・共済事業団 十三年度までの各年度における日本私立学校 保するものとし 会計 前条第六項の規定により読み替えて適用す <u>の</u> (平成二十一年法律第十七号) 投融資特別会計財政融資資金勘定から 律第七号) 部に充てるため、 に繰り入れられる繰入金を活用 新共済法第三十五条第一項に規定す 国は、 第三条第 平成二十二年度にあっては 平成二十一年度から平成一 が国民年金法第九十四 当該金額については、 平 公債 成 当該各年度につい 二十三年度にあって 項 項に規定する金額 の発行及び財政 の規定により (平成二十) 項に規定す 第三条第 -金拠 [条の 亚 投 公 7 H

> 置の特例) 年金拠出金に対する国の補助に関する経過措(平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎

第二条の二 二十二年度における財政運営のための 規定により、 平成二十一年法律第十七号) 場合において、 か、 するものとする 計に繰り入れられる繰入金を活用 投融資特別会計財政融資資金勘定から 律第七号) 発行の特例等に関する法律 特別会計からの繰入れの特例に関する法律 確保を図るための公債の発行及び財政 額との差額に相当する金額を補助する。 する新共済法第三十五条第一 額と前条第六項の規定により読み替えて適用 共済法第三十五条第一項に規定する金額の 条第六項の規定により読み替えて適用する新 十一年度にあっては財政運営に必要な財 十二年度の各年度における日本私立学校 部に充てるため、 一項の規定により納付する基礎年 共済事業団が国民年金法第九十四 新共済法第三十五条第一項に規定する金 国は、 第三条第 平 当該金額については、 -成二十二年度にあっては平 平成二十一年度及び平成 当該各年度につい 項 の規定により 伞 第三条第 項に規定する金 成二十 -金拠 「 条 の 平成 公債 . て、 投 出 二年 融資 この 般会 項 財 源 確 振 金 第 保 政 法 成 前 興 \mathcal{O} ほ \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O}

第二条の三 国の補助に 規定する金額のほ 替えて適用する新共済法第三十五条第一 礎年金拠出金の に補助されたとした場合に生じるものと見込 るところにより、 する。この場合におい より算定して得た差額に相当する金額を補品 て当該金額が日本私立学校振興 ついて、附則第二条第六項の規定により読み 本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第 十四条の二第二 に関する経過措 国は、 カ 一項の規定により納付する基 部に充てるため、 平成二十三年度における日 当該金額及び同年度におい 7 前条前段の 置の特例) 国は、予算で定め 規定の例に 共済事業団 同年度に 項に 助

> ものとする。 公債の発行の 庫に納付される納付金を活用して、 法人鉄道建設 びに同法第五条第一 会計から一般会計に繰り入れられる繰入金並 第四条第一項の規定により外国為替資金特別 より財政投融資特別会計財政融資資金勘定 三年法律第 は平成二十三年度における財政運営のため 一般会計に繰り入れられる繰入金及び同 特例等に関する法律 運輸施設整備支援機構から 項の規定により独立行政 第三条第 一項の規定 (平成二十 確保する

(新設)

(平成二十三年度の基礎年金拠出金に対する

において同じ。 用して、補助するものとする。 年法律第十三号) 得税法等の するまでの て行われる税制 まれる運用収入に相当する金額の合算額に達 金額を 一部を改正する法律 抜 附則第百四条の規定に従 により確保される財源を 税制 本的な改革を (平成二十 いう。 な改革 次条

引上げのための措置)(基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の

抜本的. 四条の二第二項の規定により納付する基礎年 措置を講ずるものとする。 て補助するよう、 算定して得た差額に相当する金額 立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十 前の年度を除く。 該特定年度の前年度まで 金拠出金の一 ついて附則第二条の二前段の規定の例により 十四年度以後の年度である場合において、 条の四 な改革により 国は、 部に充てるため、)の各年度における日本私 特定年度の前年度が平成 必要な法制 確保され (平成二十三年度以 る財源を活用し 上及び財政 当該各年度に を 税制 上 当 \mathcal{O} \mathcal{O}

引上げのための措置)(基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の

ずるものとする。 革(所得税) 四条の二第二項の規定により納付する基礎年 るよう、 金拠出金 立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十 前の年度を除く。 該特定年度の前年度まで た差額に相当する金額 に従って行われる税制の抜本的な改革をいう 一十一年法律第十三号) ついて前条前段の規定の例により算定して得 十四年度以後の年度である場合において、 一条の三 により確保される財源を活用して補助 必要な法制 <u>の</u> 国は、 法等 部に充てるため、)の各年度における日本私 特定年度の前年度が 上及び財政 部を改正する法律 を 附則第百四条の (平成二十三年度以 税制の抜本的な改 当該各年度に 上の 措置を講 亚 規定 成 当

引上げのための措置)(基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の

第二条の三 る。 四条の二第二項の規定により納付する基礎 の法制上及び財政上の措置を講ずるものとす た差額に相当する金額を補助するよう、 金拠出金の一 立学校振興・共済事業団が国民年金法第九 前の年度を除く。 該特定年度の前年度まで ついて前条前段の規定の例により算定して得 十三年度以後の年度である場合におい 国は、 部に充てるため、)の各年度における日本 特定年度の前年度が (平成二十二年度 当該各年度に て、 平 臨時 成 以 当 私 年

